

指令 第 号
年 月 日

様

旭川市長

包装資材等転換支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった包装資材等転換支援補助金について、次のとおり交付の決定をしたので、包装資材等転換支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき通知します。

1 対象事業名

2 補助金交付決定額 金 円

ただし、次の条件を付します。

（1）実績報告書の提出について

事業完了後は、要綱第 12 条の規定に基づき補助事業が完了した日から 30 日以内に、包装資材等転換支援補助金実績報告書兼補助金交付請求書（様式第 6 号）を提出してください。

（2）調査等の実施について

要綱に基づき、必要と認めたときは、関係書類の提出を求め又は実地調査を実施します。

（3）補助金額の確定について

実績報告書の内容の審査及び上記（2）の必要に応じて行う実地調査等の結果を踏まえ、その報告に係る事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、通知します。

（4）事業の内容の変更について

申請した補助事業の内容に変更があるときは、要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき市長の承認を受けてください。ただし、同条第 3 項に規定する軽微な変更の場合には申請を要しません。

（5）交付決定の取り消し、補助金の返還について

事業の申請や執行等が不適当と認められるときは、要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消し、要綱第 15 条の規定に基づき既に補助金を交付しているときは、その返還を命じることがあります。